

令和5年第10回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和5年9月26日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、5番、6番にお願いします。

日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。1番、本件担当の8番の申請地の状況について説明をお願いします。

8番

24日に現地を確認しました。場所は、県道日高川島線の〇〇交差点から西方面に約300m進んだところを南に入った先になります。現地は草が生えている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年1月25日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と子供の3人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたので、住宅を建築する計画となりました。

住宅を建築する場所については、妻の両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、親に子供の面倒を見てもらえるのと、将来的に両親の面倒を見られるよう、実家に近接した当該申請地を選定したとのことです。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長

す。ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

2番に入ります前に議事参与の制限により、7番は退室願います。

それでは2番、本件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

場所は、県道飯能寄居線の〇〇交差点から東方面に進み、踏切を超えた先の南側の方に位置します。現地は栗畑で、栗の収穫時期となっていました。

譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と2人で生活していますが、子供が生まれてくることなどを考えて、住宅を建築する計画をしました。住宅を建築する場所について、将来、子供が生まれた時に、自然が豊かで、静かな環境の中で成長してほしいとの考えや、申請地は小、中学校、駅も比較的に近くにあることなど、生活しやすい環境であることから申請地を選定しています。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場

所となります。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて3番に入ります。本件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

場所は、県道飯能寄居線の〇〇交差点から東方面に進み、踏切を超えた先の南側の方に位置します。現地は栗畑で、栗の収穫時期となっていました。

譲受人は現在、市内の借家にて妻と子供の3人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたため、住宅を建築する計画となりました。住宅を建築する場所について、子供が遊べる庭を広く設置できることや、小、中学校、駅も比較的によくあることなど、住環境に適していると判断できたため、申請地を選定しています。

なお、当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

梅澤委員は入室してください。

続いて4番に入ります。本件担当の4番より申請地の状況について説明をお願いします。

4番

場所は、日高総合公園の西側で〇〇との間に位置します。現地は草が少しありましたが、保全管理されている状態でした。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は、主に仮設工事、仮設資材の買取及び販売等を行っている事業者です。

現在、申請地に隣接した場所に資材置場を設置していますが、手狭になってきている状況から、足場資材を高く積み上げるなどして保管しています。このため、足場資材が崩れる可能性があり、従業員の安全を確保するには、敷地を拡張し、足場資材の高さを低くするしかないとのことで、今回の申請となりました。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。
ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら

委 員

お願いします。

議 長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5

委 員

条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて5番に入ります。本件担当の5番より申請地の状況について説明をお

5 番

願いします。
22日に現地を確認しました。場所は、〇〇駐車場の南側になります。現地は、

議 長

一部に百日紅の木がありますが、全体的にきれいな状態でした。

事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和5年8

月29日付けで除外認可を受けています
譲受人は、市内に本社を置き、各種金属の精密加工及び製造等を行う事業者
です。この度、業務拡大に伴い、既存の従業員駐車場用地に新工場を設立した
関係で、従業員の駐車スペースに不足が生じました。現在、不足を補うため、
高麗神社の駐車場の一部を借用し、25台分の駐車場を設置していますが、自社
の駐車場を設置することが望ましいため、本社敷地に近接する当該申請地を駐
車場敷地とするため、今回の申請となりました。

なお、申請地には19台分の駐車場を設置する計画となっています。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、既存敷地の2分の1を超えない
拡張であり例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われま

議 長

す。
ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら

委 員

お願いします。

議 長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5

委 員

条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

日程第3 議案第31号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第31号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

8 番

議案1、本件担当の8番、申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、全て田波目地内で、県道日高川島線の〇〇交差点から鶴ヶ島市境までの一体としたエリアです。現地は、全体的には耕作されていますが、一部、草が生えているところもある状況でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものです。No.1は平成29年に設定されたものであり、今回は設定期間満了に伴う更新を行うものです。貸付をする担い手につきましては、日程第4の議案32号にて審議となります。

対象農地は、所有者51名、筆数127筆、面積108,113.38㎡となります。

まずは、農地中間管理機構への利用権設定の更新について、ご審議をお願いします。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

日程第4 議案第32号 農地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項」の規定による「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。

事 務 局

本件について事務局より説明をお願いします。

先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地について、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。

促進計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申し出た者を位置付けるもので、法律に基づき農地中間管理機構が当該促進計画について、農業委員会に意見を求めるものです。

借受人は、全国で21か所の農場を開設し、日高市では平成23年から農場を開設し、現在は約16haの農地を借り受けて、人参、レタスをはじめとした露地野菜を有機農業による栽培をしています。

農地利用集積等促進計画について、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議

議長

をお願いします。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。今回の計画について、意見なしということよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件について、意見なしで回答します。

日程第5 「専決処分の報告」について

日程第5「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が4件あります。

質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。